

令和七年第十三回

世田谷区教育委員会定例会

時 令和七年七月八日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長　ただいまから令和七年第十三回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、中村委員が御欠席されておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第三項に基づき会議は成立しておりますことを申し添えます。

まず、次第の1、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。鈴木委員と坂倉委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案が二件ございます。

それでは、次第の2、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一　議案第四十八号　世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任

等及び補助執行に関する規則の一部を改正する

規則

○知久教育長　議案第四十八号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長　それでは、議案第四十八号、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

区立小・中学校に勤務する都費負担教職員及び区立幼稚園に勤務する教育職員が子育て部分休暇を申請する場合に、権限の委任を受けた教育長が、申請に対する承認を行うに当たり、本規則を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

改正内容につきましては二ページ、また、三ページ以降の新旧対照表を御確

認ください。

子育て部分休暇の導入に係る改正につきましては、右肩、六ページ目、新旧対照表のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第四十八号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第四十九号 世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の
一部を改正する規則

○知久教育長 議案第四十九号につきまして、宇都宮教育総合センター長より
提案理由の説明をお願いします。

○宇都宮教育総合センター長 それでは、議案第四十九号、世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。

本件は、世田谷区立認定こども園における給食費の無償化に伴い、規定の整備を図るため、世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部改正について御提案を申し上げます。

主な改正箇所について御説明申し上げます。初めに、本件の説明におけるペ

ージ番号につきましては、右肩の記載番号を御覧ください。

五ページ目でございます。新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前となり、変更箇所の下線を引いております。第四条、多子世帯の給食費の額についてですが、第一項中の「最年長者でなく」を「最年長者（同一年齢の者が二人以上いるときは、そのうちの一人とする。）でなく」に変更いたします。

次に、第二項中の「区保育料規則第六条の三」を「区保育料規則第六条」に変更いたします。これは世田谷区保育料条例施行規則についても、給食費等無償化により一部改正があり、引用する条例番号に変更があったものでございます。

本件につきましては、令和七年九月一日から施行する予定でございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、議案第四十九号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

本日、事務局から連絡事項等はないようですが、よろしいですか。
特にないようですので、次に移ります。

本日は、資料配付が二件ございますので、御覧になっておいてください。
それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、玉野教育政策・生涯学習部長、秋山学校教育部長、宇都宮教育総合センター長、山本教育総務課長、本田学校職員課長、山本教育指導課長、赤司副参事（学校経営・教育支援担当）、竹内教育相談課長、書記の大野教育総務課調整係長の出席とします。

それでは、他の事務局職員及び速記者は御退席をお願いします。

午前十時八分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時十五分非公開の会議終了

○知久教育長 再開いたします。

次回の教育委員会は七月二十二日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和七年第十三回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時十六分閉会